

課外活動のための屋外施設の段階的な利用許可について

課外活動をする学生の皆さんへ

東京都の緊急事態宣言解除に伴い、本学では十分な安全対策を講じたうえで活動する課外活動団体（体育会、文化会のほかその他届出団体）に対して、6/21（日）より当面の間、指定された屋外施設に限って、これを利用した活動を許可することとします。

については添付の実施要領をよく読み、活動を希望する団体はこの要領に基づいて学生部に申請してください。

ただし宿泊を伴う課外活動（合宿など）は9月末まで禁止とします。

また学外施設での活動が前提となる自転車部、漕艇部、ヨット部、ライフセービング部、ワンダーフォーゲル部、歩く会などの活動については別途相談してください。

なおここであらためて言うまでもないことですが、課外活動団体は学生の自主的意志で設立され運営されているものであり、部員一人一人の自覚と責任が当然伴うことを念頭に活動することを求めます。

- ※1. 今後の制限の変更／解除等については政府、東京都および大学の方針に基づき、追って周知しますので、ポータル及び大学HPなどで配信される情報には十分注意してください。
- ※2. 学生部窓口での書類提出や相談は必要な場合に限り対応しますので、なるべく事前に電話で問い合わせてください。
- ※3. その他、個別に問い合わせがある場合には下記に連絡してください。ただし大学の窓口開設時間は短縮されていますのでご注意ください。

【問い合わせ先】 学生部

月～金の10:30-11:30/12:30-15:00

※土曜日は閉室します。

TEL: 0422-37-3778/3806